

道路掘削工事仮復旧跡における施行者別標示方法取扱要領

制 定 昭和 47 年 10 月 23 日

最近改正 令和 7 年 7 月 1 日

(目的)

第 1 条 この取扱要領は、道路占用掘削工事仮復旧工事施行箇所が本復旧工事を行うまでの間において、不完全な復旧工事あるいは車両交通の往来等により仮復旧工事箇所がめくれたり、くぼんだり等の状態となり、これが原因となってひきおこされると予想される交通事故等の災害を未然に防止するため、いずれの事業者による仮復旧工事箇所によるものか容易に確認し、事業者への連絡及び手直し等の迅速化を図ることを目的とし、もって道路の維持管理の万全を期するとともに円滑なる一般通行を確保することを図るものである。

(標示の範囲)

第 2 条 ガス管、水道管、下水道管、電力ケーブル並びに電話ケーブルのための本管、引込管の埋設あるいは試掘、埋設管の修理等これら地下埋設物のための道路掘削工事跡仮復旧箇所の全てを範囲とする。

(標示の区別)

第 3 条 各事業者別の標示は次のとおりとする。

- (1) 色は白色とする。
ただし、緊急工事については、赤色とする。
- (2) 標示の形は、外径 25 c m の円とし、線の幅については、2 c m とする。

事業者別	形
下水道河川局	Ⓢ
水道局	Ⓦ
NTT 東日本株式会社	Ⓣ
東京電力パワーグリッド株式会社	ⓔ
東京ガスネットワーク株式会社	ⓖ
その他事業者	Ⓚ

(標示方法)

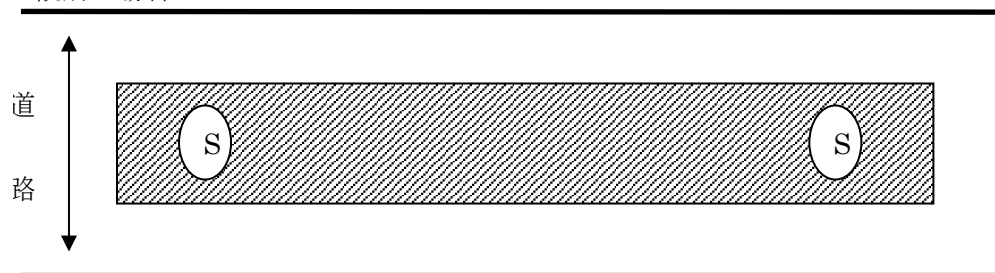
第 4 条 標示方法は次のとおりとする。

- (1) 標示は、ペイントを用い、仮復旧跡に標示する。
- (2) 標示場所の間隔については、20m 間隔とし、小規模工事については仮復旧箇所ごとに 1 ヲ所標示する。

なお、競合工事については、仮復旧管理者が明確となるよう標示の保守を行うこと。

<例>

縦断の場合



横断の場合



(標示の時期)

第5条 標示の時期は、仮復旧終了後直ちに行うこと。

(遵守)

第6条 各事業者は、本取扱要領を十分遵守するとともに、仮復旧箇所における事故を未然に防ぐため、見廻り等を行い、仮復旧跡の維持管理について、十分留意すること。

(附則)

この取扱要領は、昭和63年7月1日から施行する。

(附則)

この取扱要領は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この取扱要領は、令和7年7月1日から施行する。